**作成例Ⅱ-１**

|  |  |
| --- | --- |
| 高等学校学則作成例  〇〇高等学校学則  **第１章　総　　　　　　　　則**  　（目　的）  第１条　本校は，教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づいて，中学校における教育の基礎のうえに心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施し併せて……することを目的とする。  　（名　称）  第２条 本校は，〇〇高等学校という。  　（位　置）  第３条 本校は，岡山県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。  **第２章　課程，学科及び収容定員**  第４条　本校の課程，学科及び収容定員は，別表１のとおりとする。  **第３章　修業年限，学年，学期及び休業日**  　（修業年限）  第５条　本校の修業年限は，次のとおりとする。  全日制課程　　３年  　（学　年）  第６条　学年は，４月１日に始まり，翌年３月31日に終わる。  　（学　期）  第７条　学年をわけて次の３学期とする。  第１学期　　４月１日から ８月31日まで  第２学期 ９月１日から12月31日まで  第３学期 １月１日から ３月31日まで  　（休業日等）  第８条 休業日は，次のとおりとする。  (１) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日  (２) 学園記念日（創立記念日） 〇月　〇日  (３) 日曜日及び土曜日  (４) 学年始休業日　　４月 １日から４月〇日まで  (５) 夏季休業日 ７月 ○日から８月○日まで  (６) 冬季休業日　　　12月○日から翌年１月○日まで  (７) 学年末休業日 ３月〇日から３月31日まで  ２　教育上必要があり，かつ，やむを得ない事情があるときは，前項の規定にかかわらず授業を行うことができる。  ３　非常変災その他緊急の事情があるとき，又は教育の実施上特別の事情があるときは，臨時に授業を行わないことができる。  **第４章　入学，退学，転学及び休学**  　（入学資格）  第９条　本校に入学することができる者は，次の各号の一に該当するものとする。  (１) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者  (２) 中等教育学校の前期課程を修了した者  (３) 外国において，学校教育における９年の課程を修了した者  (４) 文部科学大臣が中学校の課程と同程度の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者  (５) 文部科学大臣の指定した者  (６) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者  (７) 本校において，中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者  　（転入学及び編入学資格）  第10条　第１学年の途中又は第２学年以上に転入学することができる者は，前条に規定する資格を有し，かつ，校長が別に定めた要件を満たしていると認められる者とする。  ２　第１学年の途中又は第２学年以上に編入学することができる者は，相当年齢に達し，当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者とする。  　（入学許可）  第11条　入学を希望する者には，選考を行い校長がこれを許可する。  　（出願手続）  第12条　入学を希望する者は，入学願書等に受験料を添えて校長に願い出なければならない。  　（入学手続）  第13条　入学の許可を受けた者の保護者は，所定の期日までに保証人と連署した在学保証書その他必要書類に入学金及び〇〇〇〇費を添えて校長に提出しなければならない。  ２　前項に定める手続きが所定の期日までに行われていないときは，校長において入学の許可を取り消すことができる。  　（保証人等）  第14条　保証人は，独立の生計を営む成年者で，学校に対して当該生徒に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。  ２　校長は，保証人が適当でないと認めたときは，これを変更させることができる。  ３　保護者若しくは保証人が死亡したとき，又は保証人が第１項に規定する要件を欠くに至ったときには，改めて在学保証書を提出しなければならない。  　（転　学）  第15条　校長は，他の高等学校から本校に転入を希望する生徒があるときは，欠員がある場合に限り，選考のうえ修得した単位に応じて，相当学年に転入を許可することができる。  ２　生徒が，他の高等学校へ転学しようとするときは，所定の書類にその事由を明記し保護者と連署のうえ，校長に願い出て許可を受けなければならない。  　（退　学）  第16条 生徒が退学しようとするときは，所定の書類にその事由を明記し，保護者と連署のうえ，校長に願い出て許可を受けなければならない。  　（欠席又は休学）  第17条　生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは，その事由を明記し，保護者と連署のうえ，校長に届け出なければならない。  ２　生徒が病気その他やむを得ない理由により３月以上出席することができないときは，所定の書類にその事由を明記し，医師の診断書その他その事由を証する書類を添え，保護者と連署のうえ，校長に願い出なければならない。  ３　校長は，前項による願い出を適当と認めたときは，休学を許可するものとする。  ４　休学の期間は，３月以上１年以内とする。ただし，校長が必要と認めるときは，その期間を２年まで延長することができる。  　（復　学）  第18条　前条第２項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは，所定の書類にその事由を明記し，医師の診断書その他その事由を証する書類を添え，保護者と連署のうえ，校長に願い出て許可を受けなければならない。  　（転　籍）  第19条 生徒が本校の全日制課程と通信制課程相互間の転籍を希望するときは，履修した単位に応じ相当学年に入学を許可することができる。  　（出席停止）  第20条　校長は，生徒が伝染病にかかり若しくはその虞れがあるとき，又は教育上必要があると認めるときは，その生徒に対し出席停止を命ずることができる。  　（忌　引）  第21条 校長は，生徒が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは，別に定めるところによりこれを許可することができる。  　（身上事項の異動の届出）  第22条　生徒は，本人，保護者及び保証人の氏名，本籍，住所の変更その他身上に異動があったときは，速やかに校長に届出なければならない。  **第５章　教育課程**  第23条　本校の教育課程は，別表２のとおりとする。  **第６章　課程の修了及び卒業**  　（課程の修了）  第24条　校長は，学習指導要領の定めるとことにより所定の単位を修得した者について，課程の修了を認定する。  　（卒　業）  第25条　校長は，所定の全課程を修了したと認めた者には，卒業証書を授与する。  　（原学年留置）  第26条 校長は，生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者について，教育上必要があるときは，原学年に留め置くことができる。  　（学習の評価）  第27条　学習の評価については，別に定める内規による。  **第７章　教職員組織**  第28条　本校に次の教職員を置く。  (１) 校　　長  (２) 教　　頭 名  (３) 教　　諭 名以上  (４) 養護教諭 名  (５) 講　　師　　　　　 若干名  (６) 事務職員 名以上  (７) 学 校 医 名  (８) 学校歯科医 名  (９) 学校薬剤師 名  (10) 校務員その他の職員 名以上  ２　校長は，校務をつかさどり，所属職員を監督する。  ３　副校長は，校長を助け，命を受けて校務をつかさどる。  ４　教頭は，校長及び副校長を助け，校務を整理し，及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。  ５　主幹教諭は，校長，副校長及び教頭を助け，命を受けて校務の一部を整理し，並びに生徒の教育をつかさどる。  ６　指導教諭は，生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して，教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。  ７　教職員の校務分掌は，校長が別に定める。  **第８章　授業料その他の納付金，入学時納付金及び受験料**  第29条　本校の授業料その他の納付金，入学時納付金及び受験料の種類及び額は別表３のとおりとする。  ２　生徒が在籍中は，出席の有無にかかわらず授業料その他の納付金を所定の期日までに納入しなければならない。  ３　月の中途において入学し，又は他の学校から転入学した者に対しては，その月から授業料その他の納付金を徴収する。  ４　生徒が休学したときは，第２項の規定にかかわらずその始期の属する月の翌月から授業料を免除することができる。  ５　正当な理由がなく，かつ，所定の手続きを行わずに授業料その他の納付金を２月以上滞納し，その後においても納入の見込みがないときは，校長において出席停止又は退学を命ずることができる。  ６　既に納入した授業料その他の納付金，入学時納付金及び受験料は理由のいかんにかかわらず返還しない。  ７　校長が必要と認めたときは，別に定めるところにより授業料の一部又は全部を減免することができる。  **第９章　褒賞及び懲戒**  第30条　学校は，教育上必要と認めた場合は，生徒を褒賞又は懲戒することができる。  ２　懲戒のうち訓告，停学及び退学の処分は，校長が行う。  ３　前項の退学は，次の各号の一に該当する場合に限る。  (１) 性行不良で，改善の見込みがないと認められる者  (２) 学力劣等で，成業の見込みがないと認められる者  (３) 正当の理由がなくて，出席の常でない者  (４) 学校の秩序を乱し，その他生徒としての本分に反した者  **第10章　寄宿舎**  　（寄宿舎）  第31条　本校に寄宿舎をおく。  ２　寄宿舎については，別に定める。  **第11章　その他**  　（留　学）  第32条　生徒が留学を希望するときは，保護者と連署のうえ，校長に願い出なければならない。  ２　校長は，前項による願い出を教育上有益と認めたときは，留学を許可するものとする。  ３　留学の期間は３か月以上１年以内とする。ただし，校長が必要と認めたときは，その期間を２年まで延長することができる。  ４　留学の取扱いに関する細則は別に定める。  **第12章　雑則**  第33条　校長は，この学則に基づいて，校則その他の細則を定めることができる。  付　　則 この学則は，○年４月１日から施行する。 | ※学則中に記載しなければならない事項  (学校教育法施行規則第４条)  １　修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項  ２　部科及び課程の組織に関する事項  ３　教育課程及び授業日時数に関する事項  ４　学習の評価及び課程修了の認定に関する事項  ５　収容定員及び職員組織に関する事項  ６　入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項  ７　授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項  ８　賞罰に関する事項  ９　寄宿舎に関する事項  ※通信制の課程を設置する高等学校は、次の事項を記載すること。  １　通信教育を行なう区域に関する事項  ２　通信教育連携協力施設に関する事項  ※学校教育法施行規則83条（別表第３）及び高等学校学習指導要領によること。  ※高等学校設置基準，公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律その他関係法令に留意すること。  ※寄宿舎を設置する場合  ※留学制度を規定する場合  　（学校教育法施行規則第93条） |